

F-2 化粧石けん

F-2 化粧石けんの表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、化粧石けんの表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規約で「化粧石けん」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第3項に規定する化粧品（同条第2項に規定する医薬部外品を含む。）のうち、成分が脂肪酸ナトリウム塩又はこれに類する成分を含有するもので、主として人体の洗浄を目的とし、家庭の用に供する固形の石けん類をいう。 2 この規約で「事業者」とは、化粧石けんを製造する事業者、製造して販売又は輸入して販売する事業者（以下「製造販売業者」という。）及び販売する事業者をいう。</p> <p>(必要な表示事項) 第3条 事業者は、化粧石けん（医薬部外品を除く。）の容器又は包装に次に掲げる事項を、邦文で外部から見やすい場所に、明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 製造販売業者の氏名又は名称及び住所 (2) 販売名</p> <p>(3) 石けんである旨。ただし、販売名に「石けん」という文言が用いられているものにあつては、これを省略することができる。 (4) 薬事法第61条第4項で厚生労働大臣の指定する成分</p> <p>(5) 製造番号又は製造記号 (6) 指定化粧石けんにあつては、その使用の期限</p>	<p>化粧石けんの表示に関する公正競争規約第15条の規定に基づき、化粧石けんの表示に関する公正競争規約施行規則を次のとおり定める。</p> <p>(定義) 第1条 規約第2条第1項に規定する「これに類する成分」とは、「陰イオン活性剤」、「非イオン活性剤」等をいう。 2 規約第3条第1項第1号に規定する「住所」とは、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地とする。 3 規約第3条第2項第1号に規定する「脂肪酸ナトリウム塩以外の洗浄を目的とする成分」とは、高級アルコール硫酸エステルソーダ塩、アルキルベンゼンスルホン酸ソーダ塩等をいう。</p> <p>(必要な表示事項) 第2条 規約第3条に掲げる事項については、次の各号に掲げる基準により、表示しなければならない。</p> <p>(1) 販売名 薬事法の規定に基づく承認を受けた名称又は届け出た名称により表示する。</p> <p>(2) 厚生労働大臣の指定する成分 規約第3条第1項第4号に規定する「厚生労働大臣の指定する成分」（以下「指定成分」という。）は、次に定めるいずれかの方法により表示する。ただし、当該成分に附随する成分であつて、化粧石けん中の配合量では効能効果を発揮しない成分（キャリアオーバー）等については、その表示を省略することができる。 ア 指定成分を配合量の多い順に表示する。ただし、配合量が1%以下の成分は、末尾に配合量の多い順によらず表示することができる。 イ 着色剤を除く指定成分をアに規定する方法により表示し、その後すべての着色剤を配合量の多い順によらず表示する。</p> <p>(3) 医薬部外品の全成分表示 医薬部外品の全成分表示については、「医薬部外品の成分表示に係る日本石鹸洗剤工業会の基本方針」に基づき、表示することができる。</p> <p>(4) 使用の期限 薬事法第59条第7号又は第61条第5号の規定により、厚生労働大臣が指定する医薬部外品又は化粧品である化粧石けんについて表示する。</p>

<p>(7) 製造方法が粹練によるものにあつては、その旨</p> <p>(8) 1個の標準重量</p> <p>(9) 輸入品にあつては、その原産国名</p> <p>2 事業者は、化粧石けん（医薬部外品）の容器又は包装に前項に掲げる事項（ただし、第4号を除く。）及び次に掲げる事項を、邦文で外部から見やすい場所に、明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 脂肪酸ナトリウム塩以外の洗淨を目的とする成分を含有するものにあつては、その成分名</p> <p>(2) 薬事法第59条第6項で厚生労働大臣の指定する成分</p> <p>(3) 香料を含有するものにあつては、その旨</p> <p>(4) 医薬部外品である旨</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 事業者は、次の各号に該当するものについては、当該各号に掲げる基準に従って表示しなければならない。</p> <p>(1) 化粧石けん（医薬部外品）において、薬事法</p>	<p>(5) 1個の標準重量</p> <p>通常の販売において製造後約5ヶ月の時点で到達するであろう重量。ただし、購入時の誤差は原則として±5%（粹練り石けんにあつては±10%）の範囲内とする。なお、標準重量について一般消費者等より苦情の申し出があつた場合、公正取引協議会は10ヶ所以上のことなつた店舗又は場所よりの試料につき試験し、その平均値をもって判定するものとする。</p> <p>(6) 原産国名</p> <p>「原産国名」とは、原料の製造国にかかわらず当該化粧石けんを製造した事業所の所在する国の名称を指す。</p> <p>2 前項に規定する「化粧石けんの製造」とは、混練又は粹練工程を指し、単に成型のみの工程は含まれない。</p> <p>3 次に掲げる行為は第1項に規定する化粧石けんの「製造」には含まれないものとする。</p> <p>(1) 化粧石けんにラベルを付け、その他表示を施すこと。</p> <p>(2) 化粧石けんに外装を施すこと。</p> <p>(3) 化粧石けんを詰め合わせ、又は組み合わせること。</p> <p>4 「原産国名」は、次の各号に定めるところにより表示する。</p> <p>(1) 「原産国〇〇」、「原産地〇〇」、「製造〇〇」又は「〇〇製」（「〇〇」は原産国名又は地名）</p> <p>(2) 「MADE IN 〇〇」、「Made in 〇〇」又は「made in 〇〇」（「〇〇」は英文表示による国名又は地名）</p> <p>5 規約第3条に掲げる事項は、化粧石けんの容器又は包装の同一面に表示しなければならない。ただし、第7号に規定する事項については、この限りでない。</p> <p>6 規約第3条第1項第2号、第3号、第8号及び第9号に掲げる事項は、日本工業規格Z8305に規定する7ポイント以上の文字で表示するものとする。ただし、表示面積等により7ポイント以上の文字を使用することが困難であると認められる合理的な理由がある場合は、4.5ポイント以上の文字を使用することができる。</p>
--	---

第59条第6項で厚生労働大臣の指定する成分及び香料以外の含有成分を記載する場合には、その化学名又は一般的名称等により記載すること。ただし、商品名又は略名を併記することができる。

(2) 効能、効果を表示する場合は、薬事法の施行に関して定められた化粧石けんの効能効果の範囲内において表示すること。

(特定の物質の名称を販売名に用いることの制限)

第5条 事業者は、化粧石けんに使用されていない物質の名称を当該化粧石けんの販売名に用いてはならない。ただし、化粧石けんの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるものについては、この限りでない。

2 事業者は、施行規則で定める特定の物質については、これが化粧石けんに使用されている場合であっても、施行規則で定める基準量以上使用されていない場合は、当該特定の物質の名称を当該化粧石けんの販売名に用いてはならない。

(施行規則で定める必要表示事項)

第6条 化粧石けん公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、前3条に規定する事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第7条 事業者は、化粧石けんの取引に関し、容器、包装、説明書、ポスター、看板、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、インターネット等により次に掲げる表示をしてはならない。

(1) 化粧石けんの品質、効能又は効果及び安全性に関し、虚偽、誇大な表現、不正確な表現その他一般消費者に誤認されるおそれのある表示

(2) 化粧石けんの品質、効能又は効果及び安全性に関し、最大級を意味する表示又はこれに類する表示

(3) 化粧石けんの原産国が一般消費者に誤認されるおそれのある表示

(4) 他の事業者又は他の事業者に係る製品を中傷し、誹謗するような表示

(5) その他化粧石けんの内容又は取引条件について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示

(オープン懸賞の制限)

第8条 削除

(特定の物質の名称を販売名に用いることの制限)

第3条 規約第5条第1項ただし書の規定により、販売名に特定の物質の名称を用いることができる化粧石けんは、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該物質の香料が配合されている化粧石けん。ただし、当該物質の香料が配合されている旨を当該化粧石けんの販売名に併記しなければならない。

(2) 販売名に特定の物質の名称を用いても、化粧石けんの品質、内容等について一般消費者に誤認されるおそれのないものとして公正取引協議会の査定に基づき、消費者庁長官が認めたもの。

2 規約第5条第2項に規定する特定の物質及びその基準使用量は、次に掲げるとおりとする。

特定の物質	基準使用量
黒砂糖	黒砂糖を全重量の5%以上
牛乳、ミルク	牛乳、ミルク等の乳製品又はその加工品の各々又はその合計量を全重量の5%以上
はちみつ	はちみつ又は還元はちみつの各々又はその合計量を全重量の3%以上

(不当表示の禁止)

第4条 規約第7条第2号に規定する最大級を意味する表示又はこれに類する表示とは、「最高」、「最高級」、「最上級」、「完全」、「絶対」等の文言をいう。

第9条 削除

(過大包装の禁止)

第10条 事業者は、内容物の保護、品質保全、成型技術に必要な限度を超えて過大な包装を用いてはならない。

(公正取引協議会の設置)

第11条 この規約の目的を達成するため、化粧石けん公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会はこの規約に参加する事業者をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第12条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (6) 一般消費者等よりの表示に関する苦情処理に関すること。
- (7) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (8) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第13条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条、第7条若しくは第10条の規定又は第6条の規定に基づいて制定した施行規則に違反する事実があると思量するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。

2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは3万円以下の違約金を課し、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(違反に対する措置)

第14条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条、第7条若しくは第10条の規定又は第6条の規定に基づいて制定した施行規則に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を、文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条1項若しくは第2項の規定により、警告し、又は違約金を課したときは、その旨を遅滞なく、消費者庁長官に報告するものとする。

(施行規則)

第15条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2 前項の規則を設定し又は変更しようとするときは事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。

附 則

この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。